

たいさんじ地区グリーンツーリズム推進計画策定支援業務 仕様書（案）

1 業務名称

令和8年度 第30377号 たいさんじ地区グリーンツーリズム推進計画策定支援業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、たいさんじ地区周辺において、地域資源である農業・自然・歴史文化・人の営みを活かし、市民、地域関係者、民間事業者及び行政の連携により、農を基軸とした交流型産業の方向性を整理し、持続的に展開可能なグリーンツーリズム推進計画を策定することを目的とする。あわせて、地域内の関係者による対話と協働の場を形成し、将来的な実践主体の掘り起こしと、次年度以降の事業化につながるよう関係者の意識醸成と実践のための基盤整備を図るものとする。

4 業務内容

受託者は、次の視点を踏まえて業務を実施すること。

- ・平成14年に旧安曇川町役場で策定された泰山寺野地域周辺整備構想を踏まえ、農業生産の維持・発展を基礎に、自然、景観、歴史文化、交流機能を組み合わせた地域づくりを前提とすること。
- ・計画策定に当たっては、地域住民、農業者、周辺施設関係者の意向を丁寧に把握し、行政主導に偏らず、民間・地域主体による実践可能性を重視すること。
- ・ごみ処理施設整備予定地が近隣に存在する地域特性を踏まえ、「地域との共存」「環境学習」「景観形成」の観点を十分に考慮すること。
- ・泰山寺地区に所在する公共施設「たいさんじ風花の丘」を地域のハブとして、将来にわたって関係者が集い、新たな価値や体験を共に創り上げるプラットフォームとしての機能向上を目指すこと。

(1) 現況整理・基礎調査

既存資料、関係計画、現地確認、ヒアリング等により、次の事項を整理すること。

①地域の現況把握

農業資源（農地、牧場、担い手、営農形態、既存作物等）、自然・景観資源、歴史文化資源、観光・交流資源、既存の市民活動、地域活動、民間活動
周辺環境及び土地利用状況、ごみ処理施設整備予定地との関係性

②課題の整理

地域資源活用上の課題、担い手・実施主体形成上の課題

景観、交通動線、受入環境上の課題、交流・体験事業化に向けた課題

③ポテンシャルの整理

グリーンツーリズム展開可能性、農業と観光の融合可能性

環境学習、体験交流等との連携可能性

(2) ワークショップの企画・運営支援

市民ワークショップを原則5回（1回2時間）程度企画・運営すること。

説明資料、ワークシート等の作成、司会進行及びファシリテーション、意見整理、記録作成、結果の可視化資料を作成すること。

ワークショップの参加者は地域関係者10名程度とし、開催場所は市が指定する場所とする。

想定される進め方（案）

第1回 共有・理解編

テーマ：たいさんじエリアの現状を知る

目的：共通認識の形成

内容：計画趣旨説明、現状・課題・可能性の共有、先行事例の紹介

第2回 資源発掘編

テーマ：この地域に何があるかを洗い出す

目的：地域資源マップ、活用候補の整理

内容：農・自然・人・場所・景観等の棚卸し、資源マップの作成

第3回 アイデア創出編

テーマ：たいさんじならではの体験を考える

目的：体験プログラム案、事業アイデア案の作成

内容：農業体験、環境学習、交流、食、景観、共存の視点から検討

第4回 実装検討編

テーマ：誰が、どう動くか

目的：事業スキームの素案の作成

内容：実施主体、役割分担、連携体制、運営方法

第5回 まとめ・将来像編

テーマ：たいさんじグリーンツーリズムの将来像

目的：計画骨子の合意

内容：ビジョン整理、重点事業、次年度以降のアクション確認

(3) 計画案の策定

ワークショップ、ヒアリング等の結果を踏まえ、「たいさんじエリア グリーンツーリズム推進計画（案）」を作成すること。なお、計画案には少なくとも次の事項を含めること。

1. 計画策定の背景・目的
2. 地域の現況と課題
3. 地域資源の整理
4. 基本方針・将来像
5. 実施体制
6. 想定事業メニュー

(4) 打合せ協議

委託者との打合せを適宜実施すること

5 成果品

受託者は業務終了後、以下の成果品を提出すること

- (1) 現況整理・課題整理結果 一式
- (2) ワークショップ運営資料 一式
- (3) 各回ワークショップ記録簿 一式
- (4) たいさんじエリア グリーンツーリズム推進計画（案）一式
- (5) 業務報告書 一式

※データ形式は Word、Excel、PowerPoint 及び PDF を基本とし、編集可能な形式で提出する

6 高島市が委託する業務等における暴力団員等による不当介入の排除について

- ア. 受託者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市委託業務等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。
- イ. 受託者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第1号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
- ウ. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7 その他（個人情報ほか）

- (1) 受託者は業務遂行にあたり知り得た事項について、別記の特記事項を遵守することとする。

- (2) 受託者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類（ただし、諸経費部分を除く）を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存するものとする。
- (3) 委託業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。またこれらの資料、データ等は委託終了までに市に返却すること。
- (4) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案に基づき市と協議の上、決定する。
- (5) 成果物に関する著作権は、特別な理由がない限り、市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の再委託は、基本的に認めない。ただし、再委託が必要な場合は、事前に再委託範囲および再委託先を市に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお再委託範囲は受託者が責任を果たす範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (7) 市は、受託者が事業を遂行する上で必要と認めるときは、委託料の一部または全部を概算払いすることができる。
- (8) その他、業務委託内容の効率的な実施のために必要な事項については、市と協議の上、定める。